前照灯審査(ロービーム計測)の 過渡期取扱いを見直します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタを用いた前照灯 の審査は、原則としてロービームを計測しているところですが、 全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日か ら、ヘッドライトテスタによるロービーム計測が困難な一部の 自動車に対しては、ロービームの照射光線を確認したうえでハ イビームに切り替えて計測し、基準適合性審査を実施してきた ところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び審査体制整備が 完了することから、令和6年8月1日以降、過渡期の取扱いを 見直すこととしました。

円滑な移行に向けて、今後、地域の実情を踏まえた対策を講 じてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いい たします。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車 (二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)

2. 過渡期取扱いの見直し【過渡期取扱いの廃止】

令和6年8月1日以降、対象自動車の前照灯の審査につ いては、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を 実施します。

(ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)

[参考:過渡期取扱い]

(1)ロービームの右側及び左側の両方を計測する。

(2)(1)による計測の結果、判定が困難な場合、その照射光線が他の交通を妨げるものでない ことが確認できたものに限り、ハイビームに切り替えて計測することができる。

※ 裏面もご確認ください。



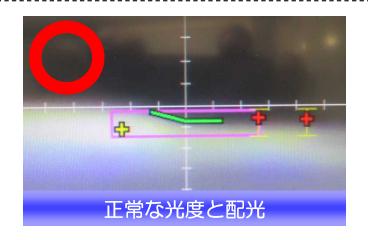


前照灯の光度及び照射光線の向きの

適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、 レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照 灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等に より、光度が不足した状態や配光が崩れた状態 のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、<u>ロービームの光度及び照射光線の向き</u>が基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。





これらは適切な整備・調整が必要です!











